

# 「75歳到達月における自己負担限度額の特例」の設定方法について

【75歳の誕生日以外】

75歳到達月における自己負担限度額の特例

【75歳の誕生日】

70歳以上			自己負担限度額	
			外来（個人）	（世帯合算）
	現役並み所得者 （月収28万円以上、課税所得145万円以上）		44,400円	80,100円 +1% (44,400円)
	一般		12,000円	44,400円
低所得者 （住民税非課税）	II		8,000円	24,600円
	I （年金収入80万円以下等）			15,000円

  

		自己負担限度額		
		外来（個人）	個人合算	（世帯合算）
現役並み所得者 （月収28万円以上、課税所得145万円以上）		22,200円	40,050円 +1% (22,200円)	80,100円 +1% (44,400円)
一般		6,000円	22,200円	44,400円
低所得者 （住民税非課税）	II		4,000円	12,300円
	I （年金収入80万円以下等）			7,500円

（注1）金額は1月当たりの限度額。（ ）内の金額は、多数該当（過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当）の場合。

（注2）「75歳到達月における自己負担限度額の特例」における 1%部分は、医療費が、133,500円を超える部分について、1%を負担する。

（注3）「75歳到達月における自己負担限度額の特例」は、個人ごとに限度額を適用する。なお負担すべき額がある場合は、通常の限度額で世帯合算を行う。

（注2）70歳から74歳の自己負担限度額については、20年度における自己負担限度額である。